

木造住宅の耐震診断・耐震改修、 危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します

昭和56年5月以前に建築された建物は、法律に定められた耐震基準が強化される前の建物です。旧耐震基準で建築された住宅は、東日本大震災でも大きな被害を受けています。また、平成30年に発生した大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊し女児が亡くなるという痛ましい事故も起きています。

今後、発生が予測される首都型地震など大きな地震に備えて、建物の耐震性能を調べる耐震診断や、耐震性能を向上させる耐震改修にかかわる費用の一部を補助、また、危険なブロック塀等の倒壊を未然に防ぐため、解体に係る費用の一部を補助します。

■木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助

- 対象となるもの
 - ・所有者自ら居住しているもの
 - ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等との兼用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上であるもの）
 - ・地上階数が2以下で、床面積が30平方メートル以上のもの
 - ・耐震改修工事を行う場合、町内業者と契約を締結して行うもの
 - ・耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事により対象住宅の上部構造点が1.0以上となるもの
- 補助額
 - ・耐震診断を行う場合、耐震診断士派遣費用82,500円のうち町が80,500円を補助（自己負担額2,000円）
 - ・耐震改修を行う場合、補強設計と補強工事を併せて行えば、合計費用の4/5を補助（最大100万円）
- 募集件数（先着順）
 - ・耐震診断：3件
 - ・耐震改修：1件

■危険ブロック塀等の撤去への補助

- 対象となるもの
 - ・避難路等（大洗町地域防災計画に定める緊急輸送道路および通学路）に面したもの
 - ・道路面からの高さが80センチメートルを超える組積造又は補強コンクリートブロック造の塀
 - ・町内業者と契約を締結して行うもの
- 補助額
 - 撤去費用の2/3を補助（最大10万円）
- 募集件数（先着順）
 - 3件

申請方法 町ホームページからダウンロード又は都市建設課の窓口で配布する申請書類を都市建設課へ持参してください。

※申請には一定の基準がありますので、都市建設課まで事前にお問合わせください。

申請期間 4月1日(金)～9月30日(金)(閉庁日を除く)

申請／問合せ 都市建設課 建築営繕係
☎ 267-5156(内線262)

令和4年度裁判所職員採用総合職試験

（裁判所事務官、家庭裁判所調査官補）（引率者区分、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

受付期間

インターネット：4月1日(金)15:00～4月11日(月)(受信有効)

受験案内

裁判所ウェブサイト(<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>)に掲載されている受験案内をご覧ください。

第1次試験日：5月7日(土)

第2次試験日：6月上旬～7月上旬

第3次試験日：7月12日(火)、7月13日(水)
（総合職（裁判所事務官）のみ）

問 合 せ

- ・裁判所事務官採用試験の詳細は
水戸地方裁判所事務局 総務課人事第1係 ☎ 224-8417
- ・家庭裁判所調査官補採用試験の詳細は
水戸家庭裁判所事務局 総務課人事第1係 ☎ 224-8521

大洗サンビーチ町営駐車場の有料化について

令和4年4月から10月までの土曜、日曜、祝日、GW、海水浴場開設期間において、大洗サンビーチ町営駐車場を有料駐車場として開設いたします。

期間中は、町内に在住の方を対象に、駐車場料金の無料化を行います。ただし、運転免許証等の提示(運転者または同乗者)が必要です。駐車場使用料を支払ってからの返金はできませんのでご了承ください。

問 合 せ 商工観光課（内線331）

住宅リフォームをお考えの方へ！ 必ず着工前の申請が必要です！

【令和4年度 大洗町住宅リフォーム補助金のご案内】

町民の居住環境の向上及び地域経済活性化の一環として町内中小企業の振興を図るため、町民の皆さんが町内の施工業者を利用してご自宅の修繕や補修工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

※着工後の申請は対象となりませんのでご注意ください。

補助金の交付には要件があります。詳しくは商工観光課までお問合わせください！

補 助 率 対象工事費（消費税別）の10%。
限度額10万円（但し1,000円未満は切捨て）

申請期間 4月1日(金)～11月25日(金)
（ただし、予算額に達した場合、申請期間内であっても申請受付を締め切ることがあります。）

問合せ／申請先 商工観光課（内線335）

補助金の交付申請については要件があり、ご相談内容によっては補助の対象とならない場合がありますので、まずは申請前に一度商工観光課へご相談ください。

※補助の対象にならない場合、揃えていただいた書類（住民票等）の発行手数料の払い戻しはできかねます。ご理解の程よろしくお願いいたします。